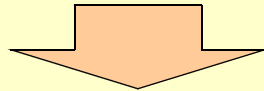
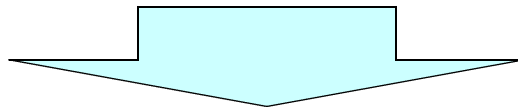


「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」の概要

- いわゆる「**あおり運転**」等の悪質・危険な運転行為を原因とする**死傷事犯が発生**
 - 警察では、「あおり運転」に対して積極的に取締り等を実施するとともに、道路交通法の罰則強化等について検討
 - 危険運転致死傷罪（2条4号）は、加害者車両が速度要件を満たす必要があり（※）、事案の具体的態様によっては、同号が適用できない事案の発生が想定
- （※）2条4号は、危険運転致死傷罪の対象となる行為として、「人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」を規定している。

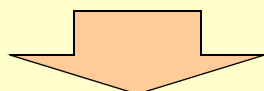


加害者車両が被害者車両の前方で停止する行為等を危険運転致死傷罪の対象となる行為として追加することが急務



危険運転致死傷罪（2条）の対象となる行為に次の行為を追加

- 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為
- 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為



法定刑

致死：1年以上の有期懲役（20年以下）
致傷：15年以下の懲役